

## 消費生活モニター設置要綱

### 第1 設置目的

道民の消費生活に関する意見、要望及び情報を把握し、これに対する適切な行政上の施策を講ずるとともに、消費者保護関係の施策の浸透を図り、もって消費生活の安定と向上に資するため、また、道民の消費生活に関連性が高い商品等の価格動向及び出回り状況の調査並びに物価に関する情報及び意見の提出を求めるため、北海道消費生活条例（平成11年条例第43号。以下「条例」という。）第31条の規定に基づき、消費生活モニター（以下「モニター」という。）を設置する。

### 第2 委 嘱

モニターの数は、300人とし、市町村長からの推薦のあった者等のうちから知事が委嘱する。

### 第3 職 務

モニターの職務内容は、次の各号のとおりとする。

- (1) 消費生活に関する法令の遵守状況及び消費生活関連商品の表示状況等を調査・報告すること。
- (2) 消費生活に関する意見、要望及び情報を提供すること。
- (3) 条例第18条の規定に基づき、選定された商品等の価格動向と出回り状況を調査・報告すること。
- (4) 前号に掲げる商品等の価格が高騰し、又は出回りが不足していると認められる場合に、その状況を報告すること。
- (5) その他知事が依頼する消費者保護対策及び物価対策上必要な施策について、協力すること。

### 第4 任 期

モニターの任期は1年（年度途中で委嘱したモニターについては、当該年度末まで）とする。ただし、再任を妨げない。

### 第5 謝礼金等

モニターには、予算の範囲内で謝礼金を支給するほか、研修会等の出席に要する費用を弁償する。

### 第6 研修会

道は、モニターとしての職務に関する知識を習得させるため、研修会を開催するものとする。

### 第7 要望事項等の処理

- 1 道は、モニターからの意見、要望等について、必要に応じて関係機関、業界等に通知するなど適切な措置を講ずるものとする。
- 2 1の規定により処理された結果、特に必要と認められる事項については、消費生活安定会議に報告する。

### 第8 その他

この要綱に定めるもののほか、モニターの運営について必要な事項は、別に要領で定める。

#### 附則

この要綱は平成12年4月1日から施行する。

#### 附則

この要綱は平成16年4月1日から施行する。

#### 附則

この要綱は平成17年4月1日から施行する。

#### 附則

この要綱は平成20年4月1日から施行する。